

2010年11月10日

## プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」創設に向けて制度概要を発表

### ～ ユーロ MTN タイプの機動的な社債発行を実現 ～

株式会社 TOKYO AIM 取引所(本社:東京都中央区、代表取締役社長:村木徹太郎)は本日、プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」(「東京プロボンドマーケット」)の創設に向け、制度概要を発表しました。

TOKYO PRO-BOND Market は、日本国内にユーロ市場と比肩する債券市場を構築し、アジア域内の中核市場に発展させることを目指して設立されます。TOKYO PRO-BOND Market では、発行時の開示書類を大幅に簡素化すること等により、ユーロ MTN プログラムを利用した場合と同様の機動的かつ柔軟な社債発行を可能とし、発行可能期間の拡大を図ります。さらに、英文開示を可能にすることにより海外企業の日本での社債発行を促します。

プロ向け債券市場の創設は、本年6月に閣議決定された政府の「新成長戦略」に2010年度中に実施すべき事項として盛り込まれています。また ASEAN+3(日中韓)の政府間で進められているアジア債券市場フォーラム(ABMF)における債券市場整備に向けた議論とも軌を一にするものです。さらに、非居住者を対象とした社債保有非課税措置が本年6月に導入されたことにより、海外投資家の積極的な市場参加も期待されます。

代表取締役社長の村木徹太郎は次のように述べています。「TOKYO PRO-BOND Market の創設は、日本の金融市場がアジアの中核市場として発展するために必要不可欠な機能を提供するものです。国内外の発行企業、投資家、証券会社、銀行などの多様なニーズに応えることで、日本・アジアの資金フローの円滑化と更なる経済発展に貢献していきたいと考えています」。

当制度概要は、2010年11月10日より2010年12月9日までの期間、パブリックコメントに付されます。

###

【本件に関するお問合せ先】

クレーブ・ギャビン・アンダーソン

03-5404-0640 (服部、大倉、高川)

## MTNについて

MTN は Medium Term Note(ミディアム・ターム・ノート)の略で、MTN プログラムに基づいて発行される債券を指し、ユーロ市場では一般的な社債発行形態となっている。MTN プログラムとは、社債発行により資金調達を予定している発行体が、あらかじめディーラー数社と MTN 発行に関する包括的な契約を締結しておくことにより、発行限度枠内で随時機動的に債券発行ができるようにする枠組みのこと。MTN プログラムは通常、ロンドン、ルクセンブルク等の取引所に上場(リスティング)される。

## 新成長戦略について

本年 6 月 18 日に閣議決定された『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』では、「強い経済」の実現に向けた金融戦略のうち、2010 年度に実施する事項として、「ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実現するため、プロ向けの社債発行・流通市場を整備する」としている。

## ASEAN+3債券市場フォーラム(ABMF)について

「アジア債券市場育成イニシアティブ(Asian Bond Markets Initiative: ABMI)」は、1997 年のアジア通貨危機の教訓を踏まえ、2003 年の ASEAN+3(日中韓)財務大臣会議で合意された。これは域内の貯蓄を域内の投資に結びつけ、アジア経済の一層の発展を図ることを目的としており、この枠組みの下で各国は共同して債券発行主体の多様化やアジア現地通貨建て債券発行の促進、債券市場育成のための環境整備等に取り組んでいる。ASEAN+3 債券市場フォーラム(ABMF)は域内のクロスボーダー債券取引に係る市場慣行を標準化し、規制を調和させるための共通の場として本年 9 月に設置された。プロ向け債券市場の設立はそこでの重要なテーマの一つとなっている。

## 株式会社TOKYO AIM取引所について

株式会社 TOKYO AIM 取引所は株式会社東京証券取引所グループ(51%)とロンドン証券取引所(49%)の共同出資によって 2009 年に創設された。株式会社 TOKYO AIM 取引所が運営するプロ向け株式市場「TOKYO AIM」は、2008 年の金融商品取引法改正により導入された「プロ向け市場制度」に基づき、ロンドン証券取引所が運営するロンドン AIM の制度をモデルとした新たな制度的枠組みを採用、日本およびアジアの企業に新たな資金調達の場を提供している。プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」は、株式会社 TOKYO AIM 取引所傘下の株式市場「TOKYO AIM」と並列して創設される。株式会社 TOKYO AIM 取引所ウェブサイト <http://www.tokyo-aim.com>

## TOKYO PRO-BOND Market 上場制度

平成 22 年 11 月 10 日  
株式会社 TOKYO AIM 取引所

項 目	内 容	備 考
I. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当取引所は、当取引所プロ向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」における社債券等の上場制度を以下のとおり策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TOKYO PRO-BOND Market は、特定取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。以下「金商法」という。）第 2 条第 32 項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）とします。</li> <li>• TOKYO PRO-BOND Market は、株式市場である TOKYO AIM とは異なる市場として、株式会社 TOKYO AIM 取引所により運営されます。</li> <li>• TOKYO PRO-BOND Market に上場できる有価証券の種類は、以下のとおりとします。</li> <li>* <u>普通社債</u>: 金商法 2 条 1 項 5 号に掲げる社債券（相互会社の社債券を含み、新株予約権付社債（会社法 2 条 22 項に規定するものをいう。）を除く。）</li> <li>* <u>政府系機関の発行する債券</u>: 金商法 2 条 1 項 3 号に掲げる特別の法律により法人の発行する債券</li> <li>* <u>ファンドが発行する債券</u>: 金商法 2 条 1 項 11 号に掲げる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券又は外国投資証券のうち投資法人債券に類する証券</li> <li>* <u>地方債</u>: 金商法 2 条 1 項 2 号に掲げる地方債証券</li> <li>* <u>特定社債券</u>: 金商法 2 条 1 項 4 号に掲げる資産の</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
		<p>流動化に関する法律に規定する特定社債券</p> <p>* <u>外国又は外国の者の発行する証券又は証書</u>：上記に掲げる証券又は証書の性質を有するもの</p>
<p>Ⅱ. 上場制度</p> <p>1. 新規上場</p> <p>a 新規上場申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TOKYO PRO-BOND Market への社債券等の上場は、発行者からの申請により行うものとします。</li> <li>• 新規上場申請者は、上場時までに、新規上場申請書類と共に、当取引所に上場申請を行うものとします。</li> <li>• 新規上場申請者は、社債券等の新規上場時に、特定証券情報（金商法第 27 条の 31 に規定する特定証券情報をいう。）を公表するものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TOKYO PRO-BOND Market においては、指定アドバイザー（J-Nomad）の選任は不要とします。</li> <li>• 新規上場申請者は、当取引所に対して、申請前に、新規上場申請にかかる相談・照会を行うことができます。</li> <li>• 新規上場申請者は、新規上場申請書類に、当該新規上場申請書類に虚偽がない旨を記載するものとします。</li> <li>• 特定証券情報は、当取引所が定める様式に基づいて作成するものとします。</li> <li>• 特定証券情報は、日本語又は英語のいずれか一方又は双方により開示するものとします。</li> <li>• 特定証券情報は、①プログラム情報（金商法の発行登録書に相当）及び②個別情報（発行登録追補書類に相当）により構成されるものとします。（プログラム情報の内容を個別情報に盛り込み、個別情報のみとすることもできることとします。）</li> <li>• 特定証券情報（①プログラム情報及び②個別情報）の様式は、金商法の発行登録書及び発行登録追補書類の様式に準じて今後検討・決定します。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
b 上場適格性要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新規上場申請者は、TOKYO PRO-BOND Market への社債券等の上場にあたって、以下に掲げる要件を満たさなければならないものとします。</li> <li>• 当該社債券等が、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。）又はこれに類するものによる格付けを取得していること。</li> <li>• 新規上場に係る社債券等を引き受ける主幹事証券会社が当取引所の「主幹事証券リスト」に登録されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新規上場申請者が継続開示会社（既に1年間継続して有価証券報告書を提出している会社）である場合には、法律上、発行者情報の公表は必要なく、特定証券情報（①プログラム情報及び②個別情報）には、有価証券報告書を提出している旨を記載すれば足ります。</li> <li>• 英語での開示様式については、ユーロ市場等の制度を参考に今後検討・決定します。</li> </ul>
c 上場承認	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当取引所は、新規上場申請者が上場適格性要件を満たすことを確認した場合には、当該上場申請に係る社債券等の上場を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 格付けについては、上記のプログラム情報に対する格付けで可とします。</li> <li>• 「主幹事証券リスト」への登録は、同リストへの登録を希望する証券会社からの申請を受け、当取引所がこれまでの社債引受実績等を勘案して登録を認めることによって行うものとします。なお、当取引所は同リストを継続的に見直すものとします。</li> <li>• 「主幹事証券リスト」登録者は J-Nomad とは異なるものであり、新規上場申請者の上場適格性や上場後の義務履行に関して、当取引所に対し義務を負うものではありません。</li> <li>• 当取引所は、申請に係る社債券等の上場が、TOKYO PRO-BOND Market の信頼を毀損し、円滑な市場運</li> </ul>



項 目	内 容	備 考
4. 上場手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場社債券等の発行者から当取引所に支払う上場手数料は、プログラム情報の公表時及び上場時に課金することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な水準については今後検討・決定します。</li> </ul>

以 上

TOKYO PRO-BOND Market 売買制度及び清算・決済制度

平成22年11月10日  
株式会社 TOKYO AIM 取引所

項目	内容	備考
<p>1. 売買制度</p> <p>(1) 呼値</p> <p>(2) 立会時間等</p> <p>(3) 取引の種類</p> <p>(4) 売買締結の方法等</p> <p>(5) 注文の方法等</p> <p>(6) 売買単位</p> <p>(7) 約定情報の公表等</p> <p>(8) 注文の通知</p> <p>(9) 取引料（場口銭）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売呼値及び買呼値をそれぞれ発注する方法とします。</li> <li>・ 注文受付時間及び立会時間は9時から11時まで及び12時30分から15時までとします。</li> <li>・ 普通取引を行います。</li> <li>・ 時間優先及び価格優先により売買を締結させます。 ・ ザラバ方式のみとし、板寄せは行いません。</li> <li>・ E-mail等の簡易な方法により行うこととします。 ・ 呼値の単位は円貨建て債券は1銭とし、外貨建て債券は銘柄ごとに当取引所が定めます。</li> <li>・ 円貨建て債券は額面1億円とし、外貨建て債券は各社債の金額とします。</li> <li>・ 取引の結果については、取引の都度、当取引所ウェブサイトにて公表します。（外貨建ての場合には、円換算した売買代金も公表） ・ 円換算に用いる為替レートについては、立会開始前までに当取引所のウェブサイトにて公表します。</li> <li>・ 注文内容（銘柄、売・買の別、価格、数量）をE-mail等の簡易な方法により取引参加者に通知します。</li> <li>・ 1回約定するごとに売り方及び買い方双方から一定の額を徴収します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨建て債券に係る約定通知には、当取引所で円換算した売買代金も合わせて送付します。</li> <li>・ 東証の相場報道システムを利用したリアルタイム配信は行いません。</li> <li>・ 具体的な水準については今後検討・決定します。</li> </ul>

項目	内容	備考
(10) 投資者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子所得について源泉分離課税の対象とならない適格機関投資家等及び非課税となる非居住者等を対象とします。</li> </ul>	
2. 清算・決済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (株) 日本証券クリアリング機構を通じて清算を行います。</li> <li>・ 証券決済は、(株)証券保管振替機構の一般債振替制度における口座振替により行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外貨建て債券の清算、決済は、当取引所で円換算した売買代金で行います。</li> <li>・ 非 DVP 決済となります。</li> <li>・ ただし、(株) 証券保管振替機構の取扱い銘柄でない社債券等に係る清算及び証券決済は取引参加者間で行うこととなります。</li> </ul>

以 上